

定期接種一覧表

R7.4.1現在

接種対象年齢は「誕生日の前日から」です。「未満」「至るまで」「達するまで」とは「前日まで」になります。
「出生〇週●日後」とは、生まれた日の翌日を出生〇週1日目として算出した日をあらわします。

ワクチン種類	回数		対象者	接種間隔	標準的な接種期間
五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ H i b感染症)	第1期初回	3回	生後2か月から生後90か月に 至るまでの間にある者	20日以上、標準的には20日 から56日までの間隔を置いて 3回	生後2か月に達した時から生後 7か月に達するまでの期間
	第1期追加	1回	生後2か月から生後90か月に 至るまでの間にある者	第1期初回終了後6か月以上、 標準的には12か月から18か 月までの間隔を置いて1回	第1期初回接種終了後6か月か ら18か月までの間隔をおく
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	第2期	1回	11歳以上13歳未満の者	—	11歳に達した時から12歳に 達するまでの期間
麻しん 風しん	第1期	1回	生後12か月から生後24か月に 至るまでの間にある者	—	—
	第2期	1回	5歳以上7歳未満の者で、小学 校就学の始期に達する日の1年 前の日から当該始期に達する日 の前日までの間にある者	—	—
日本脳炎	第1期初回	2回	生後6か月から生後90か月に 至るまでの間にある者	6日以上、標準的には6日から 28日までの間隔を置いて2回	3歳に達した時から4歳に達す るまでの期間
	第1期追加	1回	生後6か月から生後90か月に 至るまでの間にある者	初回接種終了後6か月以上、標 準的にはおおむね1年を経過し た時期に1回	4歳に達した時から5歳に達す るまでの期間
	第2期	1回	9歳以上13歳未満の者	—	9歳に達した時から10歳に達 するまでの期間
BCG	1回		1歳に至るまでの間にある者	—	生後5か月に達した時から生後 8か月に達するまでの期間
水痘	2回		生後12か月から生後36か月に 至るまでの間にある者	3か月以上、標準的には6か月 から12か月までの間隔を置いて 2回	1回目の注射は、生後12か月 から生後15か月に達するまで 2回目の注射は、1回目の注射 終了後6か月から12か月まで の間隔をおく
B型肝炎	3回		1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔で2回注射し た後、第1回目の注射から13 9日以上の間隔を置いて1回	生後2か月に至った時から生後 9か月に至るまでの期間
小児の 肺炎球菌感染症	初回	3回	生後2か月から生後60か月に 至るまでの間にある者	標準的には生後12か月までに 27日以上の間隔を置いて3回 ※ただし、2回目および3回目 の注射は、生後24か月に至る までに接種することとし、それ を超えた場合は接種は行わな い。また、2回目の注射は生後 12か月に至るまでに行うこと とし、それを超えた場合は、3 回目の注射は行わない。	初回接種開始は生後2か月から 生後7か月に至るまで ※上記以外の期間に接種を開始 する場合は、接種回数等が異な りますので、医療機関にご確認 ください。
	追加	1回	生後2か月から生後60か月に 至るまでの間にある者	初回接種終了後60日以上の間 隔を置いて、生後12か月に 至った日以降に1回	生後12か月から生後15か月に 至るまでの間
ロタウイルス 感染症 ・1価又は5価の いずれか一方を接 種します	1価	2回	出生6週0日後から24週0日 後までの間にある者	27日以上の間隔を置いて2回	初回接種については生後2か月に 至った日から出生14週6日 後までの間
	5価	3回	出生6週0日後から32週0日 後までの間にある者	27日以上の間隔を置いて3回	

ワクチン種類	回数	対象者	接種間隔	標準的な接種期間
ヒトパピローマウイルス感染症（HPV（子宮頸がん予防）ワクチン） ・原則同一のワクチンを接種します	2価 3回	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ○キャッチアップ接種経過措置 対象者：平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女子のうち、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間にHPVワクチンを1回以上接種した者 接種期間：令和8年3月31日まで（残りの回数を接種可能）	1か月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回 ただし、上記の方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5か月以上、かつ2回目の注射から2か月半以上の間隔をおいて1回	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間
	4価 3回		2か月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回 ただし、上記の方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3か月以上の間隔をおいて1回	
	9価 2回 又は 3回		【2回接種】 6か月以上の間隔をおいて2回 【3回接種】 2か月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回 ただし、上記の方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3か月以上の間隔をおいて1回	